

令和6年度 第1回 金沢市歴史まちづくり協議会

日時：令和7年2月19日（水）10:00～

場所：金沢市役所第一本庁舎7階 第1委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

1) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）における事業の進捗状況について

・・・資料1

2) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）変更（案）について

・・・資料2

3 その他の

4 閉 会

金沢市歴史まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、「金沢市歴史まちづくり協議会」と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、金沢の「まち」の魅力をさらに高めるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第11条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行う。

(会 長)

第3条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、当該協議会を組織する委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができない場合は、その指名する者を代理として出席させることができる。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課に置く。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市歴史まちづくり協議会 委員名簿

(令和6年度 第1回金沢市歴史まちづくり協議会 出欠名簿)

(敬称略)

構成	出欠	氏名	役職
学識経験者 (五十音順)	○	川崎 寧史	金沢工業大学教授（建築）
	○	越島 裕昭	金沢職人学校理事（金沢市建築組合組合長）
	○	竹松 幸香	前田土佐守家資料館副館長（近世史）
	○	新田 千鶴子	金沢商工会議所議員
	○	馬場先 恵子	金沢学院大学名誉教授（都市計画）
	○	山崎 達文	金沢学院大学名誉教授（文化財）
	○	山崎 幹泰	金沢工業大学教授（日本建築史）
石川県	○	高橋 雅憲 (代理：石川 敏充 課参事)	都市計画課長
	○	竹内 憲一 (代理：川井 勝徳 課参事)	公園緑地課長
	○	池田 正明 (代理：安 英樹 課参事)	文化財課長

報 告

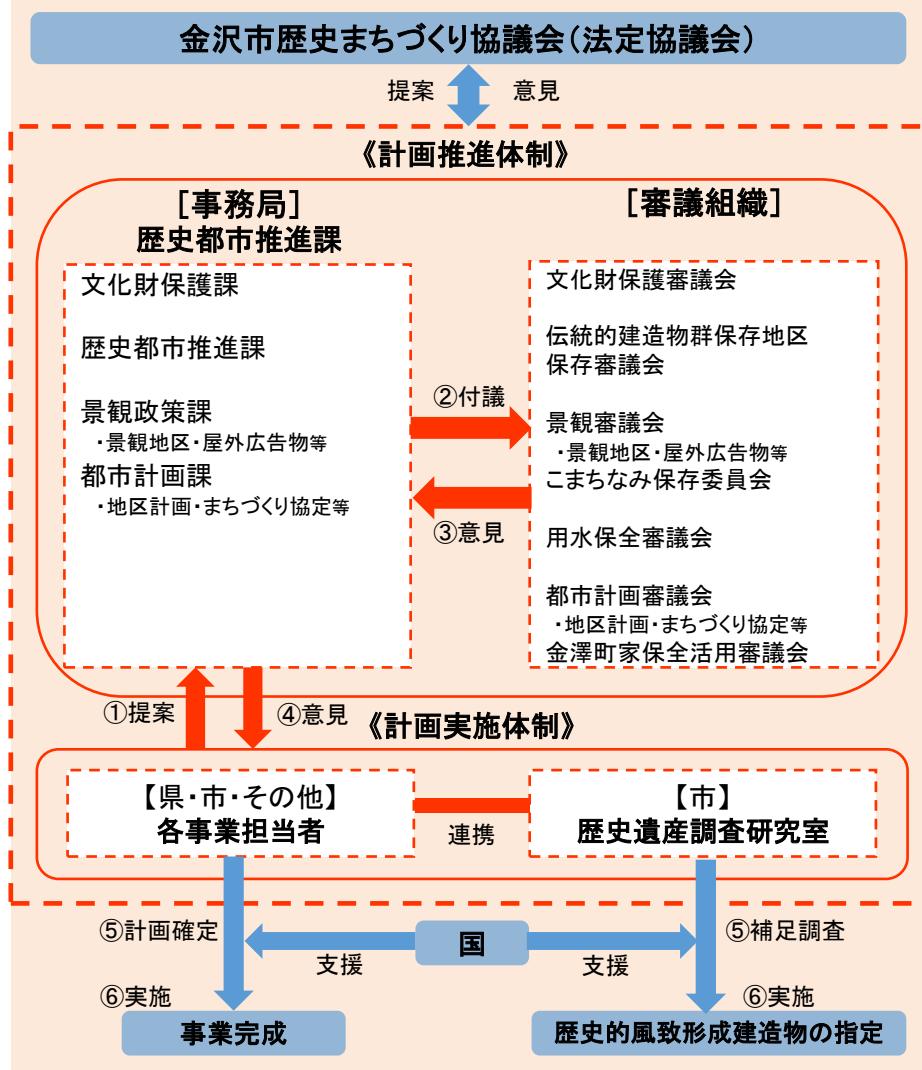
1) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）
における事業の進捗状況について



令和6年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

1. 組織体制

[計画の実施・推進体制図]



[組織体制]





令和6年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

2. 重点区域における良好な景観を形成する施策

【景観計画】平成21年制定

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（景観条例）に基づき、市全域を景観計画区域とした景観計画において、重点区域全体を指定区域として景観形成基準を定め、規制・誘導を図り、歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めている。

【屋外広告物条例】平成 7 年制定

「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づき指定区域において屋外広告物の規制・誘導を行っている。また、屋外広告物審査会にも諮り、色彩、デザインに関する指導・助言を行っている。

【市独自条例（こまちなみ保存条例）】平成 6 年制定

条例に基づく区域である「こまちなみ保存区域」を指定し、届出制による建築行為等の規制・誘導を図っている。

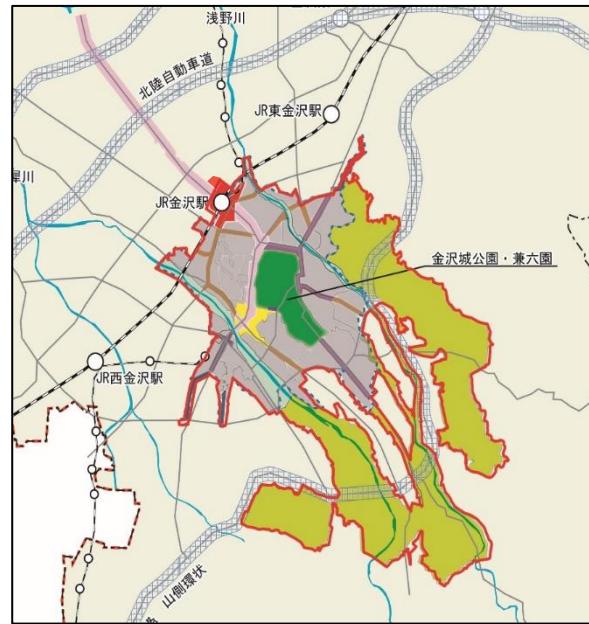
【市独自条例（用水保存条例）】平成 8 年制定

条例に基づき「保全用水」を指定し、届出制により用水及び用水に隣接する土地における工作物の設置や建築行為等について助言、指導を行っている。

【金沢都市美文化賞】昭和 53 年創設

快適で魅力ある都市空間を作りながらも周囲の環境や美観に配慮した建物等を表彰する制度。民間主導。今年度、第47回表彰式開催（2/19）

項目	R5年度	R6年度 (R6.11現在)
景観届出件数	614件	406件
屋外広告物審査会での審査件数	214件	133件
優良意匠屋外広告物の指定	3件	3件
こまちなみ保存区域での修理件数	4件	3件
金澤町家の修理件数	6件	4件
保全用水届出件数	38件	32件



区域指定図(景観計画)

凡 例	
景観形成区域	
伝統環境保存区域	
歴史文化象徴区域（A）	
伝統的街並み区域（B）	
川筋景観区域（C）	
旧街道街並み区域（D）	
遠望風致区域（E）	
伝統環境調和区域	
景趣調和区域（A）	
景観調和区域（B）	
近代的都市景観創出区域	
金沢駅周辺区域（A）	
都心軸区域（B）	
商業業務区域（C）	
重要広域幹線景観形成区域	
北陸自動車道沿道、外環状道路・津幡バイパス沿道	
景観計画区域	
その他区域（薄緑色の区域）	
主要な道路	
鉄道	
市域	
都市計画区域	



優良意匠屋外広告物(いしかわ広告景観賞金沢市長賞受賞)

交差点に位置する独立サインは、存在感がありながらも、配置、形状、色合いと建物を計画的に整えることで周辺景観との調和を実現している。また、クリニックと薬局それぞれの名称がわかりやすく、視認性にも優れている。3



令和6年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

（1）歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業（14事業）【掲載ページP196～P209】

No.	事業名	進捗状況
①	金沢城公園整備事業	「二の丸御殿」の復元整備を目指した取り組みを進めた。一方、石垣の調査や保全対策については震災に伴い一旦休止し、別途復旧を進めている。
②	「土清水塩硝蔵跡」復元整備事業	実施設計(令和6～7年度:2ヵ年)、埋蔵文化財調査を行った。
③	野田山墓地整備事業	転落防止柵整備工事(L=41m)、平板ブロック設置工事(N=1か所)
④	伝統的寺社建造物修復事業	4件の修理に対して助成を行った。【災害復旧分】2件、【通常分】2件
⑤	長町景観地区保全活用事業	建築物の修理1件、松の木の剪定・雪吊り25件に対して助成を行った。
⑥	金澤町家再生活用事業	4件に対して助成を行った。【災害復旧分】2件、【通常分】2件
⑦	にし茶屋街修景整備事業	所有者の相談に応じて、制度の説明や協議を行った。
⑧	文化財保存助成事業	17件の修理に対して助成を行った。 【災害復旧分】・市指定文化財6件、市指定保存対象物4件 【通常分】・市指定保存対象物7件
⑨	県指定文化財助成事業	4件の修理に対して助成を行った。 【災害復旧分】・県指定文化財2件 【通常分】・県指定文化財2件
⑩	景観修景事業	生垣整備事業1件に対して助成を行った。
⑪	歴史的建造物保存活用事業	・歴史的建造物の屋根修繕工事、市民講座を行った。 ・「保存活用計画」を策定するとともに、施設の管理体制や事業運営に関する検討を実施した。(旧森紙店)
⑫	文化財ボランティア活動支援事業	・研修によりボランティア5名を育成 ・歴史のまちしるべの補修(小立野地区11件)、史跡クリーン大作戦の実施 ・小立野地区寺院群探訪会の開催
⑬	市内庭園調査事業	大野庄用水を取り込んだ歴史的庭園の詳細測量を実施(1件)
⑭	歴史的建造物保存修理アドバイザーモード事業	アドバイザー制度を活用して文化財建造物修理方針を作成。(2件)



埋蔵文化財調査の状況

①金沢城公園整備事業



本願寺金沢別院経蔵(災害復旧)

⑨県指定文化財助成事業



まちしるべ補修

⑫文化財ボランティア活動支援事業



令和6年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

(2) 歴史的街並みの保全に関する事業(16事業)

【掲載ページP210～P228】

No.	事業名	進捗状況
⑯	旧鶴来街道(県道～六斗広見、蛤坂) 無電柱化事業	電線管路工事(L=40m)を実施した。
⑯	下新町通り無電柱化事業	電線管路工事(L=150m)、ハンドホール設置工事(N=1か所)を実施した。
⑰	ひがし茶屋街無電柱化事業	観音町通り無電柱化事業との調整を行った。(一体的整備予定のため)
⑱	旧北国街道(ふくろう通り)無電柱化事業	抜柱工事を実施した。
⑲	金沢城お堀通り(尾崎神社前) 無電柱化事業	(未着手)
⑳	観音町通り無電柱化事業	抜柱済み区間において修景整備工事を実施した。
㉑	(都)寺町今町線東山～森山無電柱化事業	照明工事(N=14基)を実施した。
㉒	(都)専光寺野田線寺町3丁目～5丁目 無電柱化事業	無電柱化管路工事(L=185m)を実施した。
㉓	(都)小立野線無電柱化事業	無電柱化管路工事(L=45m)を実施した。
㉔	旧古寺町無電柱化事業	北陸電力送配電と包括発注方式による協定を締結。測量業務を実施した。
㉕	浅野川風情の道整備事業	(未着手)
㉖	こまちなみ保存事業	3件の修理対して助成を行った。【災害復旧分】1件、【通常分】2件
㉗	川筋景観保全事業	緑化事業1件。
㉘	眺望景観形成事業	今年度の実績はなし。
㉙	木の文化都市・金沢 創出モデル事業	今年度の実績はなし。
㉚	まちなか辰巳用水(高岡町排水路) 修景整備事業	東別院沿いの用水修景整備(L=50m)を実施した。(完了)



㉒(都)専光寺野田線寺町3丁目～5丁目
無電柱化事業



㉚まちなか辰巳用水修景整備事業



令和6年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

（3）歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業（8事業） 【掲載ページP229～P233】

No.	事業名	進捗状況
⑩	斜面緑地保全育成事業	高木緑化事業1件、巨木適正管理事業4件、
⑪	良好な広告景観形成事業	屋外広告物等撤去事業6件を実施した。
⑫	観光案内板整備事業	既存の観光案内サイン標示シート修繕(83か所) 観光地案内路面標示サイン、看板等改修(20か所)
⑬	多言語化事業	情報発信力強化のためにウェブサイト内の内容充実 観光パンフレットの改訂(3言語)
⑭	人材育成事業	これから通訳ガイドを目指す方を対象とした基本研修の実施した。(46名) 通訳ガイドや市内事業者を対象とした研修を実施した。(48名)
⑮	建築文化発信事業	・建築家の石上純也氏を招き金沢・建築文化会議(建築とまちづくりを考える)を開催。市内外から約470名が参加した。 ・「金沢・建築月間」として建築関連事業を一体的に開催した。
⑯	公共シェアサイクル「まちのり」運営事業	サイクルポート数74箇所を維持し、まちなかの回遊性を高めた。
⑰	加賀百万石回遊ルート魅力向上事業	回遊ルートマップを作成し、各所に配布した。



⑯人材育成事業



金沢・建築文化会議



金沢・建築月間の開催



⑩斜面緑地保全育成事業



⑪良好な広告景観形成事業



⑫良好な広告景観形成事業



令和6年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

（4）伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成に関する事業（13事業）

【掲載ページP234～P245】

No.	事業名	進捗状況
⑩	金沢百万石まつり開催事業	第73回金沢百万石まつり開催(5/31～6/2)
⑪	工芸工房開設奨励事業	工芸工房の開設に係る3件に助成を行った。
⑫	芸妓文化継承支援事業	石川伝統芸能支援経済人会議が実施する伝統芸能継承支援事業に対し、補助金を交付
⑬	金沢の茶屋文化継承事業	茶屋1件の内装改修工事、給排水設備等工事等に対して助成を行った。
⑭	金沢の茶屋文化継承資金利子補給事業	茶屋2件に対して支援を行った。
⑮	伝統産業技術研修者育成事業	伝統産業の技術研修者9名、伝承事業者7名に対し奨励金を交付した。
⑯	加賀宝生子ども塾事業	謡・仕舞教室塾生5名が稽古を6回、百万石薪能へ出演、発表会を行った。 新規塾生7名が稽古を14回行った。 狂言教室塾生6名が稽古を22回、百万石薪能へ出演、中間発表会を行った。
⑰	金沢素囃子子ども塾事業	第10期生7名が稽古を24回実施し、杵望会春のおさらい会、秋のおさらい会に参加した。
⑱	金沢工芸子ども塾事業	8期生(2年目)20名がデザイン・金工・陶磁・染織・漆芸の各分野について制作の実習を19回行い、工芸に対する理解を深めた。
⑲	金沢茶道子ども塾事業	第13期生19名が第1回～第24回カリキュラムを行った。
⑳	子どもマイスタースクール	12期生16名が受講し、職人に対する理解を深めている。 (これまで1～11期生 計141名が修了)
㉑	旧町名復活事業	旧町名出前講座2回を開催した。(2回) 「旧町名魅力発見まち歩き」を開催した。(参加者18名)
㉒	子ども文化体験ワールド開催事業	小中学校の親子を対象とした多様な文化体験プログラムを開催した。 (伝統文化体験730名、音楽文化体験350名、



春のおさらい会出演

⑯金沢素囃子子ども塾事業



稽古風景(煎茶)

⑰金沢茶道子ども塾事業



旧町名魅力発見まち歩き

㉑旧町名復活事業



令和6年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

4. 文化財の保存又は活用に関する事項

①文化財の保存又は活用の推進

【市登録有形文化財】1件（令和6年10月11日登録）

- 旧白雲楼ホテル河内発電所の水車（歴史資料）



②文化財の修理(整備)の推進

■市指定文化財修理件数…17件

- 本龍寺山門（写真左）、西勝寺庭園（写真右）など



③文化財の防災

寺町台伝統的建造物群保存地区では、文化財防火デーに合わせ消防局が地域住民や寺町台まちづくり協議会と合同で防火パトロール及び初期消火訓練を実施した。参加人数は46名であった。同様に 卯辰山麓地区、主計町地区でも実施した。



④文化財の保存又は活用の普及啓発

9月28日～11月30日を「金沢歴史遺産探訪月間」とし、市内各所で探訪会や文化財の公開等のイベントを開催した。

- イベント数：32件（辰巳用水と金沢城～390年前の上水ルートを巡る等）
- 参加者（来場者）合計：5,410名





令和6年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

5. 効果・影響等に関する報道

文化財及び伝統行事・伝統文化、職人に関することなど「歴史都市金沢」として当該計画に掲載されている事業についての報道が多数なされている。これらの報道をとおして、歴史的風致の維持及び向上に対する関心・認識が深まり、「歴史遺産の保存・活用」への啓発に寄与していると推察される。

6. その他(効果等)

①住民意識の向上

金沢歴史遺産探訪月間のイベントのうちアンケート調査を実施した「犀星と用水」については、回答者11名全員が「とても満足」もしくは「満足」という回答であった。今後もイベントに参加したいという意見が多く、歴史遺産探訪月間を通じて歴史まちづくりに対する住民意識の高まりが感じられた。



金沢歴史遺産探訪月間のチラシ(2024年版)

②歴史的建造物の減失数の鈍化

金澤町家の保全と活用のための支援事業を実施してきた効果もあり、戦前建築物の毎年の減少傾向が鈍化している。

【まちなか区域における昭和20年以前に建築された木造建築物数】

平成20年以前 減少数:約270棟/年

◆歴史まちづくり計画(第1期)開始(平成21年1月)

平成21年頃より 減少数:約150棟/年

◆歴史まちづくり計画(第2期)開始(平成30年3月)

令和2年頃より 減少数:約100棟/年



町家



武士系住宅

報 告

2) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）
変更（案）について

金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期） 変更（案）の概要

金沢市では、本市固有の歴史文化資産の保全・活用を図り、「まち」の魅力を向上するため、平成21年より地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法という）に基づく「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成30年からは、「金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）」に基づき、歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進しています。

この度、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項や、歴史的風致形成建造物の指定等について、計画内容の一部変更等を行うものです。

【計画構成】

1. 金沢の歴史的風致形成の背景（**変更**）
2. 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針（**変更**）
4. 重点区域の位置及び範囲
5. 文化財の保存又は活用に関する事項
6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項（**変更**）
7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針（**変更**）
8. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針となるべき事項

※以下、変更となる 1. 3. 6. 7. の変更箇所を掲載しています

★歴史的風致とは、
「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動
が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地と
が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義
(歴史まちづくり法 第一条)

令和7年2月

文化スポーツ局 歴史都市推進課



1. 金沢の歴史的風致形成の背景

★ 金沢の歴史的風致の背景について記載します

■歴史的風致に関する金沢市の文化財に新たな制度が追加されたため、本計画の内容に追加します。

■ 現在掲載文化財等

○国指定文化財

○国選定文化財

・伝統的建造物群

・文化的景観

○県指定文化財

○市指定文化財

○国登録文化財

○市独自条例による制度

・保存対象物

・こまちなみ保存建造物



新たな制度

○市登録文化財

(金沢市文化財保護条例 第20条)

(登録)

第20条 市長は、文化財(法又は県条例により指定され、又は登録されている文化財及び指定文化財を除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを金沢市登録文化財(以下「登録文化財」という。)として登録簿に登録することができる。

No	登録日	記号・番号	名称	種別	団体	団体所在地
1	R5. 10. 23	金登文・第1号	田んぼ染めの唄	無形民俗文化財 民俗芸能	釣部田んぼ染め保存会	釣部町チ151
2	R5. 10. 23	金登文・第2号	富樫伏見台しんこう踊り	無形民俗文化財 民俗芸能	富樫しんこう踊り保存会	山科1丁目6-8
3	R6. 10. 11	金登文・第3号	旧白雲楼ホテル 河内発電所の水車	有形文化財 歴史資料	N i X湯涌ハイドロパワー 株式会社	湯涌町ヘ31番地1



3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針（その1）

★ 歴史的風致の維持及び向上を図るための課題を整理し、方針について示します

■歴史的風致維持向上計画に関する本市の計画について、以下の計画が改訂されたため、本計画の掲載内容を変更します

■ 課題及び方針

○世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画

○金沢市都市計画マスターplan

○金沢市景観総合計画

○金沢市文化財保存活用地域計画

－歴史遺産保存活用マスターplan及び行動計画－

○国指定文化財の保存活用(管理)計画

・国史跡 加賀藩主前田家墓所保存管理計画

・国史跡 辰巳用水保存管理計画

・国名勝 末浄水場園地保存管理計画

・国史跡 金沢城跡保存活用計画

・国史跡 辰巳用水附土清水塩硝藏跡保存管理計画

・国特別名勝 兼六園保存管理計画

・国史跡 加越国境城跡群及び道保存活用計画

○農業振興地域整備計画

○金沢市持続可能な観光振興推進計画2021

○「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けて



○未来を拓く世界の共創文化都市・金沢 未来共創計画

(※概要はP5)



3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針（その1）

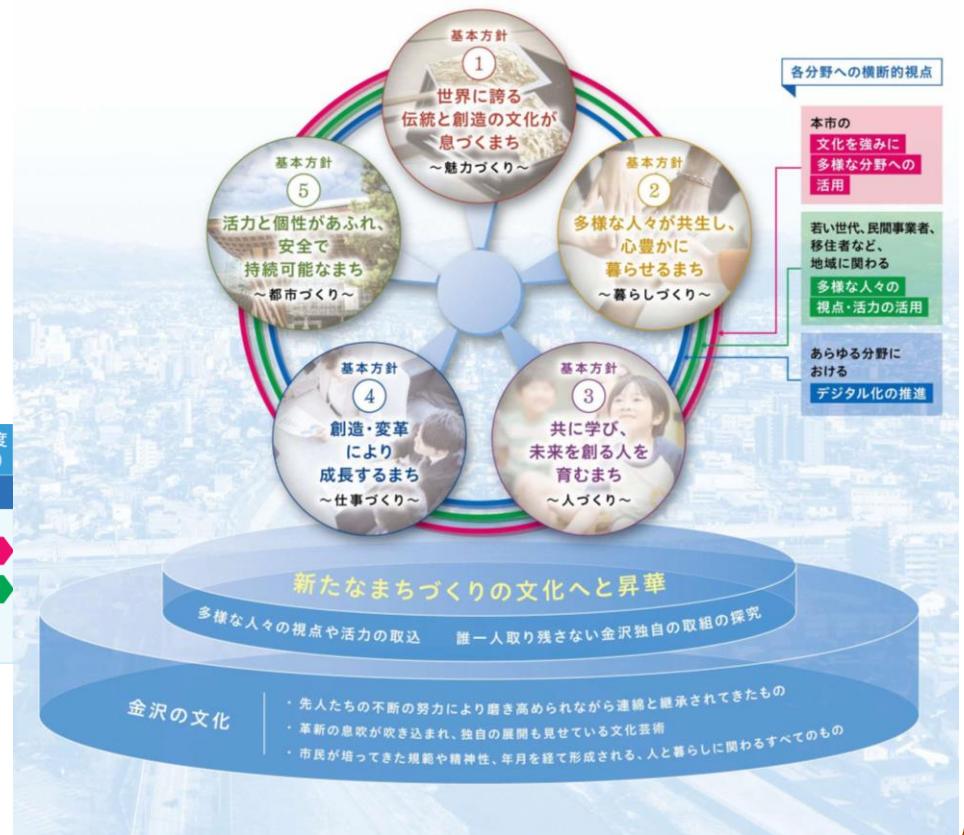
■改訂された計画の概要は以下のとおりです

○未来を拓く世界の共創文化都市・金沢 未来共創計画

「未来共創計画」は令和5（2023）年12月に議決を受けた本市のまちづくりの指針である金沢市都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」の実現に向けた行動計画として、令和6（2024）年2月に策定された。

本計画は、都市像に掲げる5つの基本方針ごとに講じるべき主要な施策を取りまとめた市政運営の最上位計画である。

R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)								
策定		前進期				充実期				発展期								
金沢市都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」(R5.12議決)																		
未来共創計画(R6.2策定)																		
見直し																		





3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針（その2）

★ 歴史的風致の維持及び向上を図るための課題を整理し、方針について示します

■歴史的風致の維持及び向上を図るための課題、方針について復旧に関する記載を追記します。

■ 課題

○歴史的建造物に関する課題

○歴史的街並みに関する課題

○歴史的建造物の周辺環境に関する課題

○伝統行事、伝統文化及び工芸技術に関する課題



・令和6年能登半島地震による歴史的建造物の被害を追記

■ 方針

○歴史的建造物の積極的な保全と活用



・令和6年能登半島地震により被災した歴史的建造物の復旧
支援を追記

○歴史的街並みの保全

○歴史的建造物の周辺環境の保全

○伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成

6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項（その1）

★ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針を定め、様々な事業を展開します

■ 以下の3事業を新たに追加します（合計63事業）

○歴史的街並みの保全に関する事業（1事業）

（都）寺町今町線森山～山の上無電柱化事業

森山一丁目交差点から山の上交差点まで
の約460m区間において、無電柱化を行
います。



薦づくり担い手育成事業

金沢市内で一人だけとなつた薦づくり職人の担い手を育成し、金沢産の薦を維持継承することで、金沢の冬の風物詩である土堀の薦掛けの景観を保全します。



○伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者育成に関する事業（2事業）

職人大学校機能強化事業

「全国唯一の歴史的建造物に関する研修機関」として職人大学校の将来のあり方検討を踏まえた機能・組織力の強化と全国に向けた情報発信を行います。

伝統技術継承の好循環

人材育成
職人大学校での
伝統技術習得



関係人口・入学者
増加

歴史的建造物保存
修理等の受注



修了生＝修理技術者
増加

情報発信・仲介
機能強化計画
金沢職人アーカイブ



修理業者紹介
市民の保存意識醸成



6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項（その2）

★ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針を定め、様々な事業を展開します

■ 以下の事業について震災に関する記載を追記します。

■ 歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業

○伝統的寺社建造物修復事業

→ ・災害に対する復旧を追記

○金澤町家再生活用事業

○文化財保存助成事業

○県指定文化財助成事業



復旧事例：伝統的寺社建造物修復事業（松山寺・東兼六町）

■ 歴史的街並みの保全に関する事業

○こまちなみ保存事業

→ ・災害に対する復旧を追記



7 歴史的風致形成建造物の指定の方針

★ 金沢の歴史的風致を形成する重要な構成要素である建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを、歴史的風致形成建造物として指定します

■ 以下の3件の歴史的風致形成建造物を新たに追加します(合計48件)

番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
1 (46)	本願寺金沢別院 本堂	令和7年 (2025) 1月15日	笠市町2-47		石川県指定 文化財(建造物)
2 (47)	本願寺金沢別院 経蔵	令和7年 (2025) 1月15日	笠市町2-47		石川県指定 文化財(建造物)
3 (48)	大乗寺総門 附棟札一枚 附 大乗寺伽藍	令和7年 (2025) 1月15日	長坂町ル10		石川県指定 文化財(建造物)

※歴史的風致形成建造物の指定基準

- ① 石川県指定文化財
- ② 金沢市指定文化財
- ③ 登録有形文化財、登録記念物及び
重要文化的景観保存のための建造物
- ④ 景観重要建造物、景観重要公共施設
- ⑤ 伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
(ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)
- ⑥ 以下の金沢市独自条例による建造物等
 - (1) 指定保存対象物
 - (2) こまちなみ保存建造物
 - (3) 保全用水
- ⑦ その他、特に市長が認める建造物
ただし、以下の条件を満たす建造物
 - 1)概ね50年以上経過したもの
 - 2)適切な維持管理が見込まれるもの
 - 3)所有者の同意が得られるもの

★ **歴史的風致形成建造物**とは
重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、
その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る
必要があると認められたもの(歴史まちづくり法第十二条)